



## 令和3年 廃棄物規制課の取組について

明けましておめでとうございます。皆様方には、日頃より産業廃棄物行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。令和3年の新春を迎えるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

昨年は、今なお続く新型コロナウイルスの感染拡大が世界の社会経済に大きな影響を与えた一年でした。政府の新型コロナウイルス感染症対策本部で決定された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、廃棄物処理は「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務」として位置づけられ、緊急事態宣言時にも事業の継続が求められました。廃棄物処理に従事されている皆様の御尽力に感謝申し上げます。環境省としては、感染症に係る廃棄物の適正処理・感染防止・処理体制維持のための技術的助言、情報発信、个人防护具の斡旋、制度的措置等を行い、9月にはこれらの取組をまとめた「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を発出しました。感染症の早期収束を願うとともに、産業廃棄物の適正・安全・円滑な処理の推進に向けて、引き続き必要な対策を講じてまいります。

本年の産業廃棄物行政の重点取組分野は以下のとおりです。

最重要課題は、PCB 廃棄物の期限内処理です。本年3月末に大阪事業エリアの近畿6府県の変圧器・コンデンサー等、北九州・大阪・豊田事業エリアの西日本 27 府県の安定器・汚染物等が処分期限の末日を迎えます。しかしながら、使用中のものを含め、未だに多くの高濃度 PCB 廃棄物等が市中に残されている状況にあります。このため、各自治体において実施している掘り起こし調査を今後も着実に進めて全量把握に努めるとともに、中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (JESCO) の更なる処理能力増強等にも取り組んでまいります。JESCO 北九州事業地域では、昨年度末までに大型変圧器・コンデンサー等の処理が完了しましたが、その経験の他地域への展開も進めてまいります。低濃度 PCB 廃棄物についても、実態把握や処理促進策の検討を行います。

次に、廃プラスチック類 (廃プラ) の対策です。中国等外国政府に

よる輸入禁止措置に起因して廃プラの国内処理が逼迫していましたが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う事業活動の停滞を受け、処理量が減少しているとの声も聞かれます。そうした中、本年1月1日にバーゼル条約の改正附属書が発効し、規制対象となるプラスチックの廃棄物を輸出する際に、事前に輸入国の同意が必要となりました。昨年10月に定めた「プラスチックの輸出に係るバーゼル法該非判断基準」を適切に運用していくとともに、廃プラの国内処理の状況について、アンケート調査を通じた実態把握を行うなど、状況を注視していきます。

3点目は、デジタル化の推進です。昨年4月に開始した電子マニフェストの一部義務付けの施行状況を確認しつつ、更なる普及を図ります。政府方針に沿った、押印廃止、書面手続の電子化、国への申請・届出手続のオンライン化等を順次進めます。また、産業廃棄物行政情報システムとの連携により、「さんぱいくん」を通じた許可業者に関する情報公開を充実させます。

4点目は、不法投棄の原状回復に係る基金の運用です。昨年10月に取りまとめられた「令和2年度支障除去等に対する支援に関する検討会報告書」に基づき、産業界からのより幅広い出えんの協力を求め、適正処理推進センターと連携して適切な支援額の絞り込みを行い、基金が安定的に運用できるよう努めます。

5点目は、産業廃棄物処理業の振興です。産業廃棄物処理における温暖化対策や AI・IoT 等の先端的情報通信技術の導入促進に向けた情報収集・発信を行います。また、外国人技能実習制度を産業廃棄物処理業でも活用できるよう、引き続き支援を行ってまいります。

このほか、2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けた廃棄物分野の対策の検討や施設整備支援等の施策を講じてまいります。

本年も、これらの諸課題に対し全力で取り組んでいく所存ですので、関係者の皆様方の御支援、御協力を切にお願い申し上げますとともに、皆様方の御健勝を祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。